

有道会綱領

- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、両大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

有道

2026.3 NO.114

題 字 大本山永平寺八十世
南澤道人大禪師猗下 御染筆
発行 有道会
東京都港区芝 2-5-20 田中ビル 2階
発行人 服部秀世

第149回 曹洞宗通常宗議会

第四百十九回通常宗議会法語

洞門耆宿一堂中

七十餘員志氣豊

兩祖慈恩如日月

叡智交換拳宗風

恭惟此日 相値 令和七年度

第二回通常宗議会開会之令辰

献備香華燈燭茶菓密湯

巖修如在懇懃之法供養一座

所集殊勲 奉供養

大恩教主本師釈迦牟尼仏

高祖承陽大師 太祖常濟大師

上酬無極慈恩者也

伏願 慈悲照鑑 正当即今

施政場中 応供端的

如何分異同

嘆

見色聞声俱脱落

東西南北自流通

管長就任式法語

愛宗道念運良縁

耆徳久参法定筵

兩祖真慈瞻仰処

心香焄熱拜真前

恭惟此日管長就任式令辰

謹焚一柱香

奉供養一佛兩祖並一切

三宝

即今照鑑不昧底如何布詮

嘆

行来仏祖単伝道

直下承当春満天

慈悲容納

教示



本日、ここに第149回通常宗議会の開会に臨み、謹んで釈迦牟尼仏並びに一佛兩祖の御照鑑を仰ぎ奉り、宗門の行末を案ずる諸賢と相集い、仏祖正伝の禪を宗風として宣揚し、宗門の護持興隆を誓願いたしますことは、誠に慶賀に堪えないところでございます。

顧みますれば、今日の世界は戦禍と対立の連鎖、価値観の分断、さらには地球規模の環境危機に直面し、人類はかつてなく不確実な時代を迎えております。情報の氾濫と世相の急変は、人々の心を動揺せしめ、尊厳と「いのち」の根源的意義を深く問い直す事態を招いております。

係る時代にあり、いまこそ宗侶は坐禪に立脚した自己錬磨を根本とし、仏祖の行持を体して、平和を希求する祈願や「いのち」を尊ぶ実践、後進を育む行持をもって正法を現代社会に活かし、仏道成就の大道を歩まねばなりません。

本宗議会は、宗門の護持発展を担う最高議決機関として、宗門の未来に重大な責任を負う法議の場であります。

議員各位におかれましては、仏祖の御心を体し、宗門秩序の確立と宗風宣揚の本旨に立脚して審議を尽くされ、和衷協力のもと、宗門の歩みを一層確かなものとされますことを念願申し上げます。

令和8年2月16日

曹洞宗管長 石附 周行

答辞

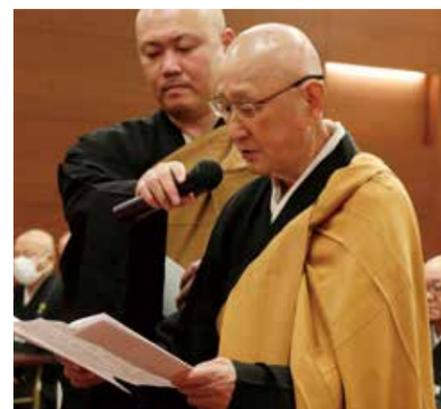
管長猗下におかれましては、山内のご総覧はもとより、正法の宣揚、四衆の接化に寧日なき日々をお過ごしの中、今次、第149回曹洞宗通常宗議会の開会式をご親修賜り、また、ご懇篤なるご教示を論示いただき、宗議会議員一同を代表いたしまして、衷心より感謝し、厚く御礼申し上げます。

ただいま管長猗下より、戦禍や対立、環境危機に揺れる現代社会の厳しい現状について、深く御憂慮の御言葉をいただきました。情報の氾濫に翻弄され「いのち」の尊厳が脅かされる不透明な時代であればこそ、我ら宗侶が坐禪を根幹とし、仏祖の正法を身をもって実践することの重責を改めて痛感いたしております。

いま、我々に課せられた使命は、混迷を極める社会において、世界の平和を希求する祈りを形にし、次代を担う人々に正法を正しく伝承していくことに他なりません。ここに、現代社会の苦難に寄り添い、仏道成就の大道を歩み続ける決意を新たにしますのでございます。

今次、通常宗議会に上程されます諸案件につきましては、我ら議員一同、賜りましたご教示を深く胸に刻み、仏祖の御心を体して、和衷協同、慎重審議に誠を尽くし、全宗門人の負託と社会の要請に応える所存であります。

結びに、管長猗下、不老閣猗下の福寿無量と、両大本山の愈々の興隆発展を衷心よりご祈念申し上げます、答辞といたします。



令和8年2月16日

宗議会議長 小林 孝道

藤井浩宗新参議就任のお知らせ



令和7年9月20日付けで熊谷紘全参議が退任され、令和7年9月21日付けで大阪府第30番栗東寺住職 藤井浩宗師が大本山永平寺貫首猊下より参議に選任され、あわせて宗教法人「曹洞宗」責任役員に就任されましたことをお知らせいたします。

《ご挨拶》

この度、南澤道人不老閣猊下の御慈慮により参議を務めさせていただくことになりました。精一杯努めて参ります。

生年月日 1946年5月16日

《略歴》

平成12年 大乘寺専門僧堂講師
平成13年 権大教師補任
平成16年 智源寺専門僧堂講師
平成19年 大教師補任 大本山永平寺顧問
平成20年 准師家任命
平成21年 大本山永平寺授戒会教授師拜命
平成23年 権大教正補任
平成27年 師家任命
令和7年 参議任命

【第149回曹洞宗通常宗議会・総長演説抜粋】

宗務総長 服部 秀世



大本山永平寺貫首南澤道人猊下におかれては、宗制の定めにより、本年1月21日に任期満了を迎え、管長職を退任されました。先日、ご退董の意思を表明されたことを承聴しましたが、在任中のご高德とご親教に接し、お導きを賜った私どもにとっては、恭禮の念が尽きることはありません。今後ともご法体のご健勝を懇願申し上げる次第です。

曹洞宗所有不動産再開発推進委員会について

昨年10月の臨時宗議会に上程した『東京グランドホテル』の営業を終了する件』は継続審査となった。しかし本件は、再開発計画におけるソーラービルの早期建替えを進めるうえで必要不可欠な議決事項である。今次宗議会で、速やかに承認が得られることを切に望んでいる。

まず、曹洞宗所有不動産の再開発計画の策定のために、プロジェクトマネジメント業務委託契約を締結した「(株)インデックスコンサルティング」(以下「インデックス社」)の代表者を当委員会委員に委嘱していることは利益相反に当たるのではないかと、との指摘について第147回通常宗議会の答弁で説明しているが、今一度申し上げる。

インデックス社代表者を委員委嘱しているのは、再開発計画を策定、推進する過程で、外部有識者の専門的知見を提供、責務を全うしていただくためである。すなわち、当該委員も弁護士や会計士などと同様に、その他の専門的な知識経験を有する者として位置付けて委嘱している。委員会には法的有識者として本宗の顧問弁護士も委員委嘱しているが、これが利益相反に該当しないことと同様である。

インデックス社はデベロッパーなどの開発事業者としての参画ではなく、本宗の立場に立って再開発計画の策定及び諸手続を進めていく協力者としての役割を担うものである。よって将来、再開発計画で開発事業者を選定する段階でも、本宗がインデックス社を開発事業者として選任することはなく、インデックス社からも開発事業者として参画する意思はない旨を確認している。

次に、所有不動産の再開発計画に関連し、その主な原資となる曹洞宗所有建物償却引当金及び、不動産取得基金特別会計の財務状況を申し上げます。

この特別会計には、令和7年3月末現在「所有建物償却引当積立金」として約9億8千万円「不動産取得基金」として約18億円「特別積立金」として約35億8千万円、合計で約63億6千万円の資金

を保有している。このうち「特別積立金」は今年度中に2億円を積み立てることから、今年度中の受取利息を加味すると約38億円程度になると予測している。

これらのうち、所有不動産再開発の原資は「特別積立金」である。この積立金の一部は特約付き定期預金として運用しているため、現時点での出金可能額は25億円となっている。この他、本宗には歳計剰余金を積み立てた「準備資金」がある。令和7年3月末現在の残高は46億2600万円で、そのうち一部は一般会計への繰り入れの承認をいただいている。

これを踏まえ、今年度末の一般会計歳入歳出差引残額を勘案すると準備資金の最終残高は57億8千万円程度と想定している。この準備資金のうち24億3千万円は、既に特約付き定期預金として運用しているため、想定ではあるが出金可能額は33億5千万円と試算している。

以上により「特別積立金」と「準備資金」の出金可能額を合計すると58億5千万円となる。しかし、これらの資金をすべて再開発計画に充当した場合、不測の事態に対応できる財政的余力を失う恐れがあることから、今次内局として「準備資金」から再開発計画に関する資金を投入する考えはなく「特別積立金」での活用を想定している。

また、再開発計画の資金を銀行からの借入れで賄う選択肢も考えられるが、建物を解体、建設を行い、借入金の返済を継続しつつ、建設後の建物を本宗の自己資金で維持していくことは、将来の本宗の財政のあり方を考えると極めて困難な結果を招く恐れがあると考えている。一方、老朽化が進んでいるソーラービルを建て替える必要性は明白で、現状のまま建物を維持する場合も、極めて高額な修繕費の負担が生じることも明らかである。

今回の再開発計画では、宗務庁が所在する東京都港区という一等地の付加価値を可能な限り有効活用し、将来の宗門に不利益をもたらさない新庁舎の建設のため、所有不動産を最大限に利用した開発手法を策定する必要がある。この開発手法は、曹洞宗所有不動産再開発推進委員会で専門家からの提案や助言を基に検討・検証を重ねてきた。その結果を踏まえ、内局として現時点では、定期借地権を利用した開発手法が最良であると判断している。については、ソーラービル等の建替えに関する議案を今次通常宗議会に上程している。

建て替えに伴う宗務庁の仮移転候補地について

仮移転候補地は、宗議会などが開催可能な会議室を含め、1か所に集約して配置できること、十分な面積と設備を有すること、さらに立地条件や公共交通機関の利便性等を総合的に考慮した結果、学校法人「総持学園」が所有する、JR鶴見駅近隣の「鶴見大学会館」が最も条件を満たす候補地と判断している。

なお、比較対象として宗務庁がある東京都港区近郊のオフィスビルの賃貸について調査を行ったところ、必要な面積を満たす物件の場合、年間賃料で概ね4億円程度の費用が必要となる。

現在、当該学校法人と当該建物の賃貸借の条件について事務確認を行っている段階で、今後、交渉を重ねながら条件の精査を進める必要がある。

今次通常宗議会に関連議案を上程しており、承認を得られれば、当該学校法人と事前交渉を終えたうえで、仮移転先を「鶴見大学会館」として決定するための関連議案を、本年6月の宗議会に上程できるよう準備を進めてまいりたい。

なお、仮移転を行う必要性、基本的な考え方について宗議会の承認を求めるものである。仮に当該学校法人との交渉が成立しなかった場合は、改めて宗務庁の仮移転先について再考する必要がある。その場合、当局としてその都度、同種の議案を提出することは想定していない。この議案での基本的な考え方の枠組みの中で調査や具体的交渉を進め、適切に対処してまいりたい。

災害見舞金制度について

第147回通常宗議会の曹洞宗災害援護規程の一部変更を受け、次年度より「災害援護拠金」の徴収制度が変更となる。同拠金のうち「基本拠出金」は従前通り全寺院一律の2500円を踏襲しているが、「付加拠出金」は、次年度の損害保険料の見積額及び基準となる建物共済加入数に応じて、1口あたりの納付額を毎年見直すこととなった。なお、令和8年度の「付加拠出金」1口あたりの納付額は、次年度の予算編成との関係もあり、財政部長の議案説明で詳細を説明したい。

災害対応について

令和6年能登半島地震で全壊した寺院に対するプレハブ設置について、昨年末、1か寺に設置が完了した。この報告を受け、本宗では全壊寺院に対する復興支援策の一環として、プレハブ設置に係る本体費用と設置場所までの運賃等を災害対策特別会計の救援活動費より支出している。

しかし、この震災からの復興は、複合的な要素によりさらなる長期化が見込まれている。石川県宗務所に設置の現地災害対策本部からも、寺院復興には相当の時間を要するとの報告を受けている。本宗では、復興支援を次年度も行っていくが、具体的な復興支援策は被災寺院や現地災害対策本部からの要望を踏まえ、十分な協議を経て継続してまいり所存である。

なお、同震災に寄せられた義援金総額は、昨年末現在、2億3965万3177円で、そのうち、既に2億2610万円を被災寺院に送金しているが、残りの1355万3177円は、本年1月28日に全額を現地災害対策本部に送金している。この送金分は、用途を現地災害対策本部に委ねて長引く復興に役立てていただきたい。今後も同震災復興への義援金は現地災害対策本部に送金してまいりたい。

次に、全曹青が取り組むストックヤードについて、現在15か所に設置されているが、令和6年能登半島地震発生後、全曹青に協力を仰ぎすべてのストックヤードの備蓄品の管理状況等に係る調査を実施した。その結果、複数で期限切れの備蓄品が更新されていない状況が確認された。また、昨今の物価上昇等の影響で、設置寺院の備蓄品入れ替えに要する費用負担が少なからず寺院会計に影響していることも明らかになった。この状況を踏まえ、平時の災害対策強化のためにはストックヤードの備品の補完、入れ替えに要する費用は本宗が補助していくことが望ましいと判断して、今年度の災害特別会計に当該補助費用を計上した。昨年12月にはこの補助について、改めて全曹青より申請が提出されたことから、局議決定を経て今後は災害特別会計の救援活動費より補助していくこととした。

なお、ストックヤードは全曹青の事業に限定せずに、宗務所の協力を得ながら各宗務所管内に1か所以上の設置を目指してまいりたい。そのため、昨年末に全宗務所を対象にアンケートを実施したところ、50の宗務所で災害に備えた取り組みをしていることが確認された。しかし、災害発生時の初動対応に備えた防災資機材を保管している宗



務所は8つのみで、備蓄品の内容も様々であった。今後はアンケート結果を踏まえストックヤード増設に向けた検討を重ねてまいりたい。

僧堂関係について

僧堂振興施策として安居修行での安心安全の確保は、設置目的に合致した教育を受けるための必須事項である。それは、不祥事件を惹起させない組織づくりに注力することも極めて重要である。

教師を目指す掛搭僧は成長の過程にあり、修行には相応の時間を要することは言うまでもない。この前提を踏まえ、不祥事件発生時の初期対応マニュアルを顧問弁護士の監修のもと作成した。昨年12月の僧堂長会議及び僧堂実務担当者会議で全僧堂に配布し周知を図った。

当会議では、監修を担った顧問弁護士の講義に加え、学事課から詳細な説明を行い、質疑応答の時間を設け運用の徹底を申し伝えた。

今回のマニュアルは発生してはならない不祥事件への備えではあるが、適切な対応の積み重ねこそが、不祥事件を未然に防ぐ最大の取り組みと考えている。何より重要なのは、マニュアル作成を通じて、掛搭僧が被害者や加害者となる不祥事件を僧堂から根絶させる事を目指すべきで、僧堂に身を置くすべての者が、日常の修行と生活の中で常に人権意識と危機意識を持ち、互いに目を配り声を掛け合う風土を醸成していくことである。

曹洞宗総合研究センターの移転について

移転の必要性について、知的財産の集約、多角的研究の実現、研究の質及び効率の向上等が挙げられる。この趣旨のもと、昨年3月、駒澤大学に対し、同センター移転の可能性に関する協議の場を設けていただくようお願いした。移転協議の進捗状況は、現在、駒澤大学より移転候補施設の提示を受け、担当者に現地確認並びに必要な資料の蒐集を行っているところである。今後、提示施設の条件を踏まえつつ、同センターの諸機能が、よりよい研究、研修の場として発揮されるよう、その配置等について構想を進め引き続き協議してまいりたい。移転時期や借用面積、賃料等は協議の過程で順次進めていくことになろうかと存ずる。

教化部関係について

令和8年度布教教化に関する告諭、布教教化方針について、本年2月号の『曹洞宗報』に公布された。宗務所等での次年度事業計画等の策定に資するため、11月27日の局議決定を受けて、速やかに関係各所へ内示を実施した。併せて、令和8年度布教教化方針も内示を実施、こちらは4月号の『曹洞宗報』に掲載予定である。また、昨年好評を得た「布教教化に関する告諭の補助資料」は鋭意作成中である。

次に、青少年書道展は本年第60回を迎える。この節目を迎えるにあたり、新たに文部科学省、(株)よみうりランドに後援いただけることとなった。表彰式も総持学園鶴見大学附属中学校・高等学校の記念講堂を会場とし、すべての受賞者を一堂に迎え、盛大に執り行う予定である。

出版部関係について

『禅の友』は、本年1月号より大幅なりニューアルを実施した。古刹探訪や精進料理、禅の名画の紹介など、宗門の信仰に焦点を当てた企画を新設、檀信徒教化に最適な冊子となるよう、内容の充実に努めて編集している。

曹洞宗ブックセンターの業務体制について、現在、ヤマトシステム開発(株)に委託、商品管理や在庫管理、顧客マスタ管理や出荷状況

の照会など、出版部とヤマトシステム開発を連携するための頒布中間システムを利用している。

しかし、このシステムはブックセンター開業当初の構築で、長年のデータ蓄積による処理速度の低下や老朽化による障害発生リスクを抱えている。さらに、当該システム設計者が廃業しており、適切なメンテナンスや保守が行えない。そこで、早急に新たな頒布中間システム導入をヤマトシステム開発に依頼し昨年より開発に着手した。本年9月頃の稼働を目途に作業を進めている。

伝道部詠道課について

令和9年度に予定の「梅花流創立75周年記念奉賛大会」は、内局で検討の結果5月26日の1日開催とし、会場候補地を「東京ガーデンシアター」とする旨を伝道審議会で報告した。各宗務所を通じての正式な案内は本年夏頃を予定している。

「梅花流師範養成所再開所の要望」について、伝道審議会に特別委員を委嘱、梅花流の将来の在り方を見据えつつ有為の人材を育成する観点から、入所に関する規定の厳格な見直しを進めており、令和9年度の再開を目途とし、次期通常宗議会に「曹洞宗梅花講規程」一部変更を上程予定である。

人事部関係について

まず、宗務庁事務における電子承認システム構築について、各所管部の内部発議に基づく回議、並びに承認プロセスの電子承認システムはほぼ完成の段階に至っており、本年度中の稼働開始を予定している。これと並行して、宗務庁内部で書面で行っていた各種届出や依頼なども、同システム上で完結できるよう、順次移行予定である。

なお、コンピューター上での内部発議による起案は、書面での進達文書の承認プロセスと比較して操作や手順が複雑な点も多く、システムが安定的に稼働するまでには一定期間を要すると考えている。実際に稼働させつつ検証を重ね、実務上支障がないと判断した場合には、登録印や責任役員の連署の必要としない收受文書も、電子承認による事務処理を行うことを視野に入れて、検討を進めてまいりたい。

次に、財政部経理課と資源課の保存文書は、所管課主導のもと、随時PDF化を進めている。それ以外の保存文書は、PDF化するもの、外部倉庫に保管するもの、所管部に保管するものを選別した上で、随時PDF化に着手してまいりたい。

人権擁護推進本部関係について

「差別戒名改正督励」は宗門の人権擁護の取り組みにおける最重要課題と位置づけ、現在も取り組みを続けている。完全改正に向け、未だ対象の過去帳を有する寺院とともに粘り強く歩みを進めてまいり所存である。

現在、視聴覚教材を中心とした学習補助教材の作製を継続しているが、この度、『基礎テキスト人権』第3章「部落差別」学習補助視聴覚教材の制作が終了、寺院専用サイトでの公開が完了した。次年度は、第4章「差別戒名」と「差別図書」をテーマとした学習のための

補助教材を作製予定、人権教育啓発相談員を中心とする作業部会で内容の検討を行っている。

さらに本年度の新規事業として、聴覚に訴える新たな学習媒体である、インターネットラジオ「ポッドキャスト」の配信を開始した。ポッドキャストを入り口としてテキストへ、映像へと関心が波及し、あるいはテキストから音声へと重層的かつ多角的な学習が展開されることで、相乗効果として理解が深まることが期待される。ポッドキャストのタイトルは、「わわわ」とした。ここには、人権という主題を巡る「話」が耳から入り、それが人々の「和」を醸成し、やがては大きな「輪」となって広がっていく願いを込めている。

曹洞宗檀信徒会館について

令和7年4月から9月までの運営について、総売上高は4億6113万246円、これに対する売上原価は7121万5698円、販売費および一般管理費は3億9059万668円であり、営業外収益90万753円を加えた9月末日現在の税引前当期損失は106万9578円である。

上期の業績は、約100万円の赤字となったが、主な要因は、消費税の特例負担分の按分を総収入割合から課税売上割合に変更したこと、前年度比で約1300万円が増加したことに加え、受水槽改修工事の実施に伴い8月に7日間の全館休業を行ったことによるものである。

下期の業績は、10月以降売上と収益性ともに回復基調にあり、12月末日現在の税引前当期損益は約2000万円の黒字となっている。

今後は、宿泊部門を中心として、通期で一定の営業黒字を確保できるよう努めてまいり所存だが、これはあくまで既存設備を前提とした短期的な営業成績で、建物および主要設備の老朽化という構造的課題を解消するものではない。ソーラービルは老朽化が進んでおり、諸設備は全面的な更新が不可避の段階にあり、その実施には多額の資金を要する。

仮に既存設備を更新する場合、投資した費用を回収するためには長期の安定的な収益確保が不可欠だが、現在の収益規模や今後のコスト上昇傾向を踏まえると、その均衡を見出すことは容易ではない。加えて、建物自体の経年劣化を踏まえると、今後も断続的に多額の修繕費が発生することは避けられず、単年度の営業黒字では吸収し得ない構造にある。

すなわち、本件は建物の維持並びに設備の更新に関する投資と、ホテルの収益力との均衡が成立し難いという構造的限界の問題である。また、令和8年度より、不動産賃貸収入が檀信徒会館から図書会計へ移行することから、次年度以降の檀信徒会館会計の収支は厳しいものになると予想する。

これらを総合的に判断すると、現行施設のまま営業を継続することは、経営合理性の観点から極めて困難である。

以上の認識のもと、宗門資産全体の有効活用および将来における宗門負担の最小化という観点から、当局としては「ホテルを閉業する」という判断に至ったものである。

ある。この選定を、どのように進めていくのか所見を伺いたい。

質問1の答弁

内局として、透明性と公正性を確保した募集・選定手続きを進めてまいりたい。なお、この度の募集は、本宗が建物配置などを指定する「仕様指定型」ではなく、必要な機能や成果を提示した上で提案を求める「提案型」を予定している。また、本事業は定期借地権方式であり、再開発の事業主体は開発業者となる。したがって、施工業者選定は開発業者が行い、本宗は関与しない。

質問2 宗務庁の一時的な移転先候補「鶴見大学会館」

賃料について、当該物件は宗門関係学校法人が所有する建物で、これを借り受ける場合、賃料は宗費から支弁される。本宗との関係性を踏まえた賃料でなければ、宗門寺院の理解を得ることは容易ではないと思慮するが、大まかな限度額を伺いたい。

また、現ソーラービルの研修道場、宗議会議場、総合研究センター



総括質問 (要旨)

有道会代表 木村 光俊

質問1 曹洞宗所有不動産開発事業

建設費高騰の最中、ゼネコンの請負金額は70億円以上に達すると推測され、宗門予算に極めて大きな影響を及ぼすことになる。したがって、本事業で最も透明性を確保すべきポイントは、ゼネコン及びディベロッパーの選定を、いかに公明正大なプロセスを経て行うかに

等の機能は同会館内に含まれるのか。

さらに、鶴見大学会館は、あくまで仮移転先であり、新ソートビル竣工後には、現在の宗務庁敷地に戻る認識で良いのか。

加えて、東京都港区から横浜市鶴見区への移転で通勤が困難となる職員が生じる可能性がある。該当役職員への対応策について、お示しいただきたい。

質問2の答弁

鶴見大学会館を仮移転先候補としたのは十分な面積もあり業務の継続性や立地条件などを総合的に判断した結果である。賃料などは現在交渉中で、詳細は差し控える。

仮移転期間中の研修道場や宗議会議場などの機能は検討中だが、総研の仮移転先は駒澤大学の施設内を予定している。

また、鶴見大学会館は恒久的な宗務庁事務所移転ではない。

さらに、移転による宗務庁役職員の通勤負担増は認識している。今後、移転計画が具体化する段階で、丁寧な説明と意見の把握を行い、段階的かつ慎重に検討を進めてまいり所存である。

質問3 宗務庁機能の配置

現在の宗務庁第2・第3分館を建て替えて宗務庁事務所を配置、会議室・研修道場・宗議会議場は、新ソートビル内に設置することが、最も合理的かつ有効な方法と考える。

また、新ソートビルを、分譲マンションやホテルで運用する場合でも、その一部を本宗が自己保有し、会議室、研修道場、宗議会議場等として利用すれば、必要な機能を十分に収容することは可能と史料するが如何か。

質問3の答弁

どの敷地にどの機能を配置するかは、開発事業者からの提案を踏まえ、委員会の意見を聞きながら内局として決定してまいりたい。

質問4 東京グランドホテルの閉業

現時点で、東京グランドホテルは大規模修繕の予定はなく、法定耐用年数を過ぎた建物を使用し続ける中で、重大な不具合が生じ、宿泊サービス提供が困難になった場合、経営主体である本宗は、契約上の責任及び安全配慮義務の双方で、極めて深刻な法的・経営的リスクを負う事となる。本員は、早期の営業停止を強く望むものである。

質問4の答弁

継続審議の「東京グランドホテル」の営業を終了する件の承認が得られたら、営業終了に向け必要な手続きを進める所存である。

質問5 曹洞宗教育規程

曹洞宗教育規程には、僧堂の1年間の履修学科目及び履修単位の基準が規定されており、宗門の僧侶として共通の基盤となるものであることは明らかだが、具体的な教育内容は各僧堂で相違があるように窺われる。これについて、見解を伺いたい。

また、現在では、web上での会議や研修が一般的である。修行僧数の減少を踏まえると、各僧堂をオンラインで結び、web会議ツールを活用して提唱や講義等を行い、共通の内容を参究できる体制を進めることも一つの方策ではないか。

質問5の答弁

今日の僧堂は、宗門の伝統を護持する道場であり、教師養成機関でもある。現行制度ではそれらを両立させることに、特段の支障があるとは思わない。師家や准師家の深い知見のもと適切な指導が実践されていると存ずる。

また、僧堂教育の本義は指導者と掛搭僧が相対する中で伝承される「面授」にこそ存すると思料する。したがって、僧堂教育の核心部分にオンラインツールを導入することは、現段階では極めて慎重な立場をとらざるを得ない。

質問6 首座問題

各種審議会で、それぞれの課題について検討中であることは承知しているが、宗制に関わる事項については、複数の観点から総合的に検討する為の委員会を設置し、宗議会の議決を経て、宗侶が納得するような制度を構築していくべきではないか。首座問題に関する今後の対

応と制度検討の在り方について伺いたい。

質問6の答弁

僧籍登録時に立身未了者情報の開示希望を僧籍簿に記録し、首座候補者を紹介する「立身未了者情報提供願」の制度開始から1年半ほどが経過しており、その真価にはもう少し時間を要すると思料する。一方で本制度を最大限活用いただくために運用の更なる充実に努めてまいりたい。議員提言の委員会設置は、現行制度の補完や次の一手を模索するための有意義な試みであり、現状の対応に不足があれば、改めて必要な検討を進めたい。

質問7 布教教化に関する告諭と布教教化方針

布教教化に関する告諭は、管長交代時に公布する方が、理に合っていると史料する。ポスター作成費や郵送費、人件費等、一定の経費がかかっており、必ずしも年度ごとに公布する必要はないのではないかと。

質問7の答弁

宗門全体の事業計画や実務運営は年度を前提として構築されており、制度を改めた場合、現場に様々な混乱が生じる恐れがあることから、直ちに制度変更へ踏み切るのは難しく、なお慎重な検討を要する課題と受け止めている。

質問8 グリーフケア

意義及び今後の展開について、伺いたい。

質問8の答弁

グリーフケアは葬儀や法事、日々の参拝対応や声掛けなどの積み重ねにある。その意味で仏事が真のグリーフケアになるか否かは、僧侶一人ひとりに委ねられていると言える。そのためにも供養とは、信仰とは、僧侶としてどうあるべきかを常に自己に問い続ける姿勢が不可欠と思料する。

質問9 墓じまい・仏壇じまい

近年、宗門教師数の減少や檀信徒の信仰の希薄化など、宗門を取り巻く「帰属意識の低下」が強く憂慮される状況がある。宗教離れが進み「墓じまい」や「仏壇じまい」といった言葉を耳にする機会も年々多くなってきた。そこで、墓じまい・仏壇じまいを行った後でも、なお身近に信仰の対象を持ち続けてもらうため、宗門が頒布する三尊仏の一層の普及推奨や、スマートフォンを用いた仮想仏壇やデジタル過去帳など、新たな技術を活用した信仰形態への対応など、本宗として、いかなる教化の在り方を見据えていくべきなのかお聞かせいただきたい。

質問9の答弁

現段階で新たな教化施策を具体化してはいないが、仏事を通じて悲嘆に向き合うという仏教本来の役割を僧侶一人ひとりが実践することが重要である。カード型三尊仏は現在庫で交付終了予定だが、リニューアルを検討したい。なお、スマートフォンによる仮想仏壇やデジタル過去帳は、利便性がある一方、寺院や僧侶との関係を希薄化させる側面も否定できないので、現段階での検討は考えていない。

質問10 将来的な宗費負担の増加

僧侶数の減少による宗費の負担増は、曹洞宗への帰属意識の低下にも繋がりをうる。例えば宗費の一律軽減などは本宗存続に係る優先課題であると思慮する。総長の考えを伺いたい。

質問10の答弁

宗費は本宗の宗務運営を支える基盤であり、その見直しには財政の持続性と各寺院の負担感の双方を慎重に勘案する必要がある。そのため、中長期的な宗勢の推移や財政見通しを踏まえた総合的な検討が不可欠と思慮する。

質問11 国外における宗立専門僧堂開設準備費

現在、宗立専門僧堂は岡山県洞松寺専門僧堂に併設する形で運営され、国内における修行環境の充実が図られている。また、その他の僧堂でも外国籍僧侶の受け入れが行われている。そのような中で、何故、新たに国外に宗立専門僧堂を開設するための準備をするのか。

国際布教師、国外の関係者及び関連団体より宗立専門僧堂開設の要望があったとのことだが、宗門財政が極めて厳しい状況にあることを踏まえると、海外布教のための人材養成は、成果や評価が短期的には見えにくい施策であるとも言える。そのような状況下での予算計上の背景と、今後の宗立専門僧堂の方向性について伺いたい。

質問 11 の答弁

外国人の僧籍登録者数は一定数増加してきたが、宗立専門僧堂を含む国内僧堂への安居者数は少数である。その理由の1つが言語の壁や滞在許可期間などの多岐にわたる制約があり、僧堂安居の志

を阻んでいると推察する。

この度の計上はヨーロッパ国際布教総監部内で要望が上がったことを契機とするもので、まず、同総監部で協議され、経済的に自立した運営を目指すことで、宗門の財政的な負担の軽減に努めることが決定された。

昨年、各国に対して安居希望の有無を調査したところ、30名程度の希望があり、開設要望が一過性でないことが確認できたこともあり予算計上をした。

今後の宗立専門僧堂は国内に常設の方針に変更はない。

通告質問 有道会議員（要旨）



鈴木 祐孝

質問 東京グランドホテル営業終了について

宗門の公益を護持し、将来の安寧を期するため、『東京グランドホテル』の営業を終了すべきとの結論に至った、と述べられており、これが臨時宗議会上程、議案が継続審議になった議案である。その後、どのようになったのか。ここは、廃業ではなく営業を終了すべきとの結論に至ったとあるが、その使い分けは、宗制に基づいてなのか。お示しいただきたい。

また、これまでの148回の宗議会で、上程議案が廃案、または継続審議に付された宗議会は何度で、その議案内容をお聞きしたい。

答弁 人事部長

第146回及び第147回通常宗議会でこの発言は「廃業」と「営業終了」などの用語が用いられてきたが、当時はこの点について明確な整理がなされていなかった。よってその後、第148回臨時宗議会で「東京グランドホテルの営業を終了する件」を正式な議案として上程するにあたり、用語の整理を改めて行った。

すなわち「営業終了」とは、将来的な再開の可能性を含み得る営業の停止をも包含する概念である。これに対し「廃業」とは、収益事業そのものの廃止であり、宗教法人の規則上に定める収益事業の廃止に該当するものであり、宗教法人の規則に直接的な影響を及ぼす性質のものである。このため、本議案では「営業終了」という用語を用いて整理した。

答弁 総務部長

「継続審査」は令和2年10月13日の導入なので、それ以降だが、第135回議会で「曹洞宗審事院規程」中一部変更案(2)が継続審査に付され第136回議会で可決した。そして、第138回議会で「曹洞宗宗憲」中一部変更案「宗教法人曹洞宗規則」中一部変更案「曹洞宗各種審議会議程」制定案「曹洞宗懲戒規程」中一部変更案の4案件が継続審査に付され第139回議会で可決した。

そして、第147回議会で「曹洞宗土地建物再開発に係る契約、および入札の倫理審査に関する規程」制定案が継続審査に付され今次宗議会で可決した。

「廃案」は、上程議案がその会期中に審議終了とならず、採決に付されることなく、継続審査にも付されないまま、会期が終了した場合と思料する。これについては、すべての会議録を点検しなければならず、膨大な時間と労力を要するので、時間をいただければ担当所管部で直接回答することとしたい。



横山 泰賢

質問 1 所有不動産再開発推進について

鬼生田内局で「曹洞宗檀信徒会館運営委員会」に「檀信徒会館の運営に関する専門部会」が設けられ、専門部会委員にはヒューリック(株)と(株)シャンテが委嘱されている。中間報告書には、ヒューリック(株)作成の「東京グランドホテル及び第2・第3分館立替計画(仮称)」という再開発に関する報告書が添付されており、(株)シャンテからは「ホテル運営専門会社としての当社よりの提案」という提案書が添付されている。

更に、本年1月28日の有道会議員総会で、専門部会に提出された

計画書(報告書)とは別に、ヒューリック(株)の計画書(提案)が存在することも明らかになった。

そこで、こうした過去の調査研究の成果や様々な意見や提案に、推進委員会ではどのように向き合い対応しているのか。また、ヒューリック(株)による計画書(提案)の作成経緯や内容、正式に提出されたものかなど、分かる範囲で説明いただきたい。

質問 1 の答弁 人事部長

前内局以来、これまで様々な調査研究や提案があった経緯は承知のとおりである。また、指摘の計画案等は、当時の検討過程における1つの提案として存在していると認識している。

しかし「曹洞宗所有不動産再開発推進委員会」は、特定の過去の計画案を前提とすることなくゼロベースで検討することを基本方針としている。そのため、過去の個別の提案は推進委員会の検討の出発点や題材として位置付けているものではない。一方で、結果として、過去の提案の中に見られた考え方と、現在検討されている方向性との間に、外形的に相似する点が認められることは否定できない。

しかし、これは特定の案を踏襲したものではなく、宗門財産の持続可能な維持運用という観点からの検討の中で、合理的に導かれ得る土地利用の在り方が過去の提案における一部の考え方と結果的に重なり得たものと受け止めている。

重要なのは、宗門の主体的判断を損なうことなく、公正性及び透明性を確保した運営がなされることである。

質問 2 プロジェクトマネジメント (PM) の選考方法について

プロジェクトマネジメントを依頼している(株)インデックスコンサルティングについて、第2回曹洞宗所有不動産再開発推進委員会で、PM候補3社によるプレゼンテーションを行い、提案内容を評価したとのことだが、プレゼン内容をお聞きしたい。また、先の質問にもあった「檀信徒会館の運営に関する専門部会」設置に伴い、ディベロッパー2社はどのように選定され専門部会委員に委嘱されたのか。

質問 2 の答弁 人事部長

令和7年4月中旬に、内局で選考した外部会社5社と事前面談をし、再開発の基本方針を提示した上で、全工程を支援し得るプロジェクトマネジメント業務への対応可能性を確認した。その結果、2社から辞退の意向が示され、残る候補について検討を進めることとなった。評価は、業務遂行能力及び方針の妥当性、技術的提案内容、提案姿勢、報酬見積額の妥当性の4項目に基づき総合的に行い、その結果「株式会社インデックスコンサルティング」が最も高い評価を得た。

次に、前鬼生田内局の「檀信徒会館の運営に関する専門部会」委員のディベロッパー2社の選考過程だが、記録が限られているため断定的な説明は困難だが、候補として5社が検討される中で、一般的なビルの耐久年数、お客様に与える印象について、一般的なホテル客室改修期間、コロナ禍に伴いホテル事業の今後の見通しについて、今後東京グランドホテル建物全体を含めた運営の検討会議において、外部委員として参加に関する意見について、以上5点のアンケートが実施された。その結果、ヒューリック(株)と(株)シャンテが委員として委嘱されている。

(株)ヒューリック報告書は、活用を求める意見があることは承知しているが、報告書の権利関係は同社に帰属するものであり、この度の再開発推進は、検討の出発点をゼロベースに置く考え方の違いもあることから、検討材料とすることは困難と思慮する。



質問3 曹洞宗懲戒規程について

昨年11月に「曹洞宗ソーラービル再開発構想の現状と課題」として、全国宗務所長並びに各地域代表者に「宗務行政の進め方に関する現状共有とお願い」と題して、再開発に関する当局の進め方について疑義を共有し、公正な運営を促した文章及び資料が、送付されている。様々なご意見があることは、健康的であると理解しているが、「一部の議員による一方的な意見ではないか」「不安を煽られた」など、こうした文章等の配布が「宗議会及び宗議会議員の信頼を損ねている」との指摘もあった。このことについて「議員側の強い懸念と不信を示すもの」など、恰も議会全体として疑義が生じているような表現が使われていることは、遺憾である。

曹洞宗懲戒規程第27条に「宗門の役職員であって、次の各号のいずれかに該当するものは、免職、停職、謹慎又は譴責(けんせき)に処する」とあり、第3号には「宗門の役職員としての品位を傷つける行為その他宗門の役職員たるにふさわしくない非行があった者」となっている。この「ふさわしくない非行」について、懲戒規程第28条に規定されている「国の人事院事務総長が発する懲戒処分の指針」には、いかなる行為が含まれているのかお示し頂き、今後の議員活動の参考としたい。

質問3の答弁：総務部長

まず「曹洞宗寺院有志」とは誰か、証拠を示して特定する必要がある。差出人が宗門の役職員の場合、宗門の役職員としての懲戒処分を求めるときは「特別懲戒」による処分を請求するための懲戒事犯申告を提出することになる。議員指摘の文書配布を当てはめる時は条件があり、パワーハラスメントに該当する行為であること、すなわち、暴言・名誉棄損・侮辱・執拗な非難・プライベート侵害などに該当する行為で、なおかつ必要な条件は、パワハラ行為を行う側と被害者が、ともに「宗門の役職員」であることが必須条件である。

そうであるならば「宗門の役職員たるにふさわしくない非行があった者」として免職、停職、謹慎、譴責のいずれかが適用されることになる。しかし被害者は、議員の指摘から推測し、文書内容に同意していない宗議会議員と思われ、特別懲戒の第3号は宗議会議員に対して適用されない。処分されるか否かは、審事院の審判部が決めることであり、何とも申せないが、文書配布に関し加害者と被害者の双方が宗門の役職員でない場合、懲戒処分請求の方法は、宗門僧侶として処分を求める「普通懲戒」に基づく懲戒事犯申告が相当であるものと史料する。



河村 康秀

質問 再開発計画について

第145回宗議会で宗務総長は「本計画はあくまでも調査研究の段階」と明言したが、その前の「不動産再開発に関する募集要項」では、既に令和9年3月のホテル営業終了が既定事項とし、公募の前提条件としている。「調査研究」と「営業終了決定」との整合性について、改修・建替え・定期借地・現状維持などの複数の選択肢から、解体を前提とする再開発案に絞り込まれたのは、いつ、誰の判断なのか。選択肢の絞り込みという意味決定について、宗議会の議決その他、どのような正式手続きを経たのか。正式な議決等を経ないのであれば、その判断を正当化する制度的根拠をどこに求めているのか。

昨年10月の臨時宗議会で再開発関連予算は廃案、ホテルの営業停止も継続審議とされた。これは、現在の計画案が宗議会の承認を得ていないことを示す事実である。議会の合意形成を待たず、既定路線として事業を推進する姿勢は、宗門のガバナンスを揺るがす重大な懸念が

あると考えるが、見解を伺いたい。

解体・建設コスト急騰は、不動産再開発における最大の経営リスクである。事業者が解体費を負担するスキームがあっても、そのコストは将来の地代収入や権利金の減額として反映され、結果として宗門が実質的に負担することになる。解体費が、将来の地代収入、契約条件、宗門資産価値にどのような影響を与えるのか、具体的な試算は行われているのか。その試算を踏まえ、現行案が他の選択肢と比べて最も経済合理性が高いと判断できる根拠は何か。これらの試算を宗議会及び宗門内外に対して説明できる資料は整備されているのか。

本年10月に任期満了を迎える内局が、任期を超えて宗門を拘束する契約を判断することについて、モラルハザードのリスクをどのように認識しているのか。そのリスクを回避するために、どのような制度的歯止めを講じているのか。

現計画を一旦白紙に戻し、内局及び特定事業者から独立した互選による宗議会議員を中心とした「中立的な検討委員会」を次回宗議会で設置して、そこでの検討過程と資料を宗議会に全面開示いただきたい。

答弁 人事部長

募集要項に記された既定事項とした点は、本再開発計画に関する基本的な考え方が特定の時点で決定したものでなく、宗務庁舎の老朽化や将来の財政負担といった課題認識を内局で共有してきたことを出発点としている。ビルの維持には今後多額の修繕費用が見込まれることから、建替えを行い定期借地権を利用した土地有効活用を検討の方向性として整理してきた。

プロジェクトマネージャーの公募は、事業成立性を検証し、現実的な提案を得るための調査、準備行為としての実施で、内局での意思判断の範疇に入る事項と考えている。

「営業終了決定」と調査研究段階との関係は、令和7年4月のプロジェクトマネジメント業務募集要項において、営業終了の時期が前提条件として記載されていた点は、宗門として営業終了を最終決定したのではなく、再開発の事業成立性を検証するための技術的前提条件として設定したものである。組織意思としての決定とは性格を異にする。

また、第147回通常宗議会最終日の宗務総長の「調査研究段階」発言の有無は記録の確認ができないが、仮に事実があったとしても、再開発に関し様々な可能性を比較検討している段階で、営業終了の時期及び可否も、宗門としての最終判断には至っていない状況であった。したがって、4月時点では事業性検証のための前提条件設定、6月時点では組織における調査研究段階という異なる層の行為である。

再開発と議会意思との関係だが、臨時宗議会での補正予算案の審議未了は、否決の判断ではない。また、営業終了の件は継続審査であり、更なる検討を要する事項として処理された。したがって、現時点では議会の判断を経ずに既定路線として進めているのではなく、議会判断に付すための検討過程の継続に位置づくとして認識している。

解体費負担と地代減額による経済合理性は、再開発に要する解体費が事業条件に影響を与える可能性は重要な要素と考えており、今後の開発事業者の選定にあたり、提案内容について慎重に注意し検討してまいりたい。

新たな中立的検討委員会の設置は、これまでの段階的な調査研究、宗議会への付議を経て議論を重ねてきている。また、本再開発計画は、宗務総長任期を超えた長期間の事業であることも認識している。しかし、これまでの段階的な経過を踏まえると、現時点で新たな検討委員会の再構成を行うことは考えていない。

文書質問

太田 広康

質問 曹洞宗僧侶教師分限規程第14条第2項について

年齢が20歳未満で中学校卒業以上に相当する者が、立身するためには「僧籍登録後3年を経過したもの」との要件が定められている。3年という期間は、上座の心身の成熟や宗門理解の深化を目的としたものと理解しているが、具体的な根拠や制定当時の議論の経緯について。また、現代では教育制度や社会環境の変化により中学校卒業以上の意欲や能力も多様化している。こうした変化を踏まえた上で、3年間が現在も妥当と考える理由について宗門の見解をお聞きしたい。

答弁 教学部長

曹洞宗宗制は昭和17年施行で、当時は、得度後5年を経過しな

いと首座になれない規程であった。また、17歳未満は得度後の年数に関わらず一律首座になることはできなかった。戦後になり条件は大きく緩和され「得度後3年を経過しない者」「年齢16歳未満の者」が立身できないものと規定され、年齢20歳以上の者は前者の条件に該当しない項目が追加された。

戦後の要件緩和は、刷新された学校教育法に基づく「6・3・3・4制」における、青年期教育の区切りである3年間と合致し、一般社会の教育制度を僧侶育成の制度設計の参考にした意図があったと推測する。戦後より教師資格取得条件に一般学歴が盛り込まれたことから、学校教育の制度体系に倣ったものと考えられる。

社会環境の変化を踏まえた提言については、戦後から採用されている「3年」という年数が、すでに実情に合わせた規制緩和による短縮であるとすれば、すでに緩和策が講じられているとも言え、現行の「3年」という期間は妥当と思料する。

片岡 修一

質問 教師資格取得要件と安居期間の見直しについて

宗務に関する調査研究での『曹洞宗宗務ビジョンの提案』によると、今後10年、20年先を見据えた宗門の将来像を示し、宗門教育制度の刷新や、次世代に即した教師養成の在り方について、具体的な方向性を打ち出している。その中で、教師資格取得要件、とりわけ安居期間の見直しが避けられない課題であるとの認識が示されている。

また、教師資格取得要件の見直しにあたり、宗務庁が「教師資格能力検定（安居前後）」を設け、最終学歴だけでなく教師養成機関の修了、あるいは本検定合格によって安居期間を定める制度への変更案が示されている。この構想は、学歴の違いや国ごとの教育制度の差異に左右されることなく、必要な知識や技能を十分に習得しているかを共通の基準で確認し、教師資格への道を開くものであり、国内のみならず、世界の曹洞宗僧侶にとっても大変意義深い提案であると思料する。そこで教師資格能力検定導入の構想を踏まえ、今後どのように具体化・検討を進めていくのか、所見を伺いたい。

答弁 教学部長

教師資格取得要件は、修行の根幹をなす安居が必須であることから、慎重に協議する必要がある。また、曹洞宗僧侶教師分限程及び曹洞宗教育規程における既存制度との整合性を踏まえる必要があり、制度全体の整理を伴う大きな改革となる。

安居期間については、師僧が徒弟の将来設計を早い段階から考え、学生の段階の特殊安居の活用なども一考いただきたい。すでに社会で活躍の場合でも、随時開催する特殊安居を利用すれば、教師資格が取れる制度が整備されている。

さらに、国外の方が教師補任申請書を提出した際、最終学歴が国外の教育機関である僧侶については、その教育機関が日本の教育制度のどの段階に当てはまるのか、現地の国際布教総監部等に伺いながら判断しており、誰でも必要な期間を安居すれば教師資格取得が

可能となっている。

したがって、教師資格能力検定については、現段階で具体化や検討に入ることは考えていない。

川村 能人

質問1 曹洞宗財務規程について

曹洞宗財務規程第39条では、積雪地帯・寒冷地帯の控除は昭和37年の「自治省（現：総務省）普通交付税省令」に準ずるとのことだが、60年以上も前の省令で現在とは気候・経済状況は異なっている。また寺院は一般家屋とは異なる形態であることを考慮の上、現時点での控除額の見直しを要望したい。

また、年々嵩む冬期管理費は「雪害」にならないのか。災害見舞金に当たらなければ「冬期補助金」などの項目を加える等の措置と宗制変更をお願いしたい。

答弁 財政部長

現在の財務規程では、積雪寒冷地域の特例対象地を定めるものとして、自治省が昭和37年に制定した省令を採用している。この省令は、国が気候変動などの変化に対応して見直しが必要と判断した場合に更新を行う仕組みであり、級階査定時直近に更新されたものには、現況が都度反映されている。

なお、要望の控除額見直しは、専門部会で現行の控除率が適当かどうかについて、過去15年間のデータを基に検討して積雪度による控除率の一部変更が提起されているので、その内容で次期級階査定に向けた規程の見直しを予定している。

現行の級階における宗費賦課の制度では、積雪寒冷の特定地域の負担点数が控除された場合、それ以外の地域に負担が生じるので、公平公正な査定につながるよう慎重に検討すべきと思料する。また、要望の冬期補助金新設もその予算確保には相応の宗費の賦課が必要なので理解いただきたい。

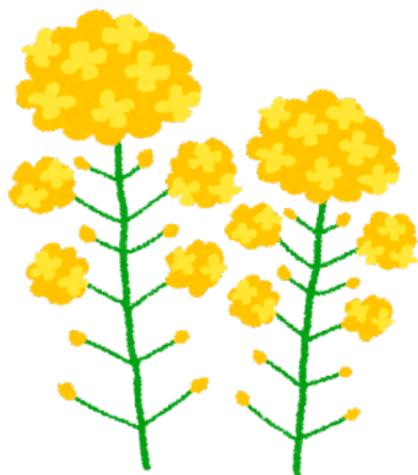
質問2 結制修行について

専門僧堂での「配役首座」が認められたのであれば、地方でも認めるという柔軟な対応をすべきではないか。例えば「上座で1度・座元で1度」という制限を設けたり、条件付きでの複数回の「首座」勤めを認めることで数の問題は解決できると存ずる。

答弁 教学部長

新設の「立身未了者情報提供願」の効果を検証することが先決と思料する。十分な周知と利用実態が見込めれば、一定の効果が期待できるものである。

なお、複数回の立職あるいは配役首座を一般寺院でも可能にするという案は、教義や伝統、制度等の観点からも慎重に熟慮しなければならない問題であり、複数回の立職を可能とする一方で、初めて立身を希望する者の機会を奪う事態を招くことが危惧される。



第40回有道会大会予定（調整中）

令和8年11月25日（水）～27日（金）

広報部会

松本 宏思 武内 宏道 太田 広康
片岡 修一 横山 泰賢 寺井 俊孝

有道会事務局

〒105-0014 東京都港区芝2-5-20 田中ビル2階
TEL 03-3454-5475 FAX 03-3454-5477

有道会役員

会長 服部 秀世
議長 小林 孝道
顧問 藤井 浩宗
同 小林 昌道
同 番澤 剛俊
同 田中 祐三
常任顧問 石川 順之

常任顧問 小島 泰道
同 浅川 信隆
副会長 渡部 卓史
同 戸田 光隆
同 藤間 良信
幹事長 阿部 光裕
副幹事長 押川 伸生
同 松本 宏思
同 木村 光俊

監事 川村 能人
同 金岡 潔宗
庶務幹事(兼IT&HP) 小島 宗彦
同 片岡 修一
会計幹事 松浦 徹應
同 國安 大智
幹事 村松 延行
同 横井 真之
同 神野 哲州

幹事 松原 道一
同 結城 俊道
同 平井 正道
同 吉村 明仁
同 鈴木 祐孝
同 武山 正廣
同 河村 康秀
同 武内 宏道
同 太田 広康

幹事 横山 泰賢
同 寺井 俊孝
宗務総長 服部 秀世
人事部長 喜美候部謙史
総務部長 圓通 良樹
伝道部長 高橋 英寛
事業部長 来馬 宗憲

曹洞宗所有不動産再開発関連議案

今次宗議会には、曹洞宗所有不動産再開発関連の4議案が上程された。

1. 議案第2号 「東京グランドホテル」の営業を終了する件
令和9年6月30日をもって「東京グランドホテル」の営業を終了することについて、第148回臨時宗議会において結論が出ず継続審査中であった案件で、委員長報告により今次第149回通常宗議会において、関連議案と共に再度審議された。
2. 議案第14号 ソートービル建替えの件
ソートービルを建て替えることについて、宗議会の議決を求める件
3. 承認を求める件の1
不動産再開発に関する基本条件につき承認を求める件
開発業者の募集に当たり、本宗が所有する不動産の再開発の対象地及び基本条件（入札条件）につき承認を求める件。
 - (1) 対象地：ソートービルをはじめとする曹洞宗が芝2丁目に所有する不動産。
 - (2) 基本条件（入札条件）
 - ① 定期借地権（70年程度）を設定。開発業者により、（仮）新ソートービルの開発並びに運営及び管理を行う。
 - ② （仮）新ソートービルのうち、宗務庁機能（宗議会、審事院、事務室、会議室、倉庫他の施設）床面積は、3000平方メートル程度。
 - ③ （仮）新ソートービルのうち、本宗が利用する部分の所有権を、定期借地権に係わる地代の一部との等価交換により、本宗が取得する。
 - ④ 再開発費は、既存建物解体費用を含め、すべて開発業者の負担とする。
 - (3) その他の条件
基本条件のほか、本宗以外の者が経営する宿泊施設を設けることを条件とする。ただし、開発業者の応募状況・提案内容を勘案し、本宗からの希望にとどめることができる。
4. 承認を求める件の2
曹洞宗宗務庁仮移転候補地選定につき承認を求める件
建替え中の事務所仮移転最有力地を、学校法人総持学園鶴見大学会館と選定し交渉を行う。不調の場合は、都内で仮移転先の選定交渉を行うことにつき承認を求める。

以上の4件について

1～3については記名投票・4は挙手にて、それぞれ表決が行われた。結果は以下の通り。

1. 「東京グランドホテル」の営業を終了する件：可決（賛成41：反対30）
2. ソートービル建替えの件：可決（賛成39：反対32）
3. 不動産再開発に関する基本条件につき承認を求める件：否決（賛成33：反対37：無1）
4. 曹洞宗宗務庁仮移転候補地選定につき承認を求める件：可決（賛成多数）

※詳しくは、曹洞宗報をご覧ください。

令和7年度 曹洞宗一般会計歳入歳出補正予算(第3回)

歳入補正予算額	1745万1千円
歳出補正予算額	1745万1千円
(内訳)	
経常部歳出予算総額	59億6341万4千円
臨時部歳出予算総額	2億3千万円
歳出総予算額	61億9341万4千円
歳入歳出差引額	0円

○一般会計 歳入補正予算額

2款 - 宗務管理費	28万6千円
5款 - 会議費	△26万7千円
10款 - 準備資金受入金	△25万円
12款 - 指導養成費	40万1千円
20款 - 宗議会費	1728万1千円



曹洞宗役職員倫理規定 要旨

1. 規程の目的と基本的考え方

- 名称の変更：当初の案を拡大し、全役職員を対象とする包括的な「曹洞宗役職員倫理規程」とした。
- 全宗門人の負託：役職員の職務は、僧侶・寺族・檀信徒からの負託であると定義し、不信を招く行為の防止を目的とした。
- 社会水準への準拠：国家公務員倫理法などの各種法令を調査・参照し、世間の標準から四半世紀遅れている現状を打破することを目指した。

2. 倫理審査体制の構築

- 倫理審査会の設置：委員5名（宗議会議員から選出）で構成し、違反行為の調査や助言、是正勧告を行う権限を付与する。
- 透明性の確保：運営規約・委員名簿の公表、および審査結果の概要を宗議会（会議録）に報告することで透明性を担保する。
- 会議の非公開：個人情報や企業の機密保持のため、実際の審査会議は非公開（傍聴不可）とする。

3. 「入札・契約」に関する厳格な規定

- 特別利害関係者の定義：再開発に関わる入札や契約において、議決権や資本金の10%以上を保有する等の関係がある者を「特別利害関係者」と定義する。
- 原則禁止：特別利害関係者は、原則として入札への参加や契約の相手方となることはできない。
- 例外措置：特別の技術が必要な場合など「特別の理由」がある場合に限り、内局は倫理審査会の意見を聴取した上で例外を検討できる。
- 資格停止：違反があった事業者に対し、1年間の入札参加資格停止を課す。

4. 服務規定と禁止行為

- 全役職員への義務：修養、専念、秩序遵守、秘密保持などの義務を明文化した。
- 利害関係者との禁止行為：金銭・物品の贈与受領、供応接待（割り勘を除く）、付け回し（代金支払わせ）などを具体的に禁止する。
- 仲介の禁止：第三者を介して利益を誘導するアプローチも倫理違反として排除する。

5. 通報制度の整備

- 窓口の設置：総務部内に通報窓口を設置し、匿名通報も連絡手段がある限り受け付ける。
- 書面による通報：正確を期すため、電話ではなくメールや書面による通報を採用する。
- 通報者の保護：通報者に対する不利益な取り扱いを厳禁する。

6. 施行時期と適用範囲

- 施行日：令和8年3月1日から施行。
- 直ちに対象となる者：宗議会議員、内局員、宗務庁役職員など。
- 全役職員への適用：約5,600名に及ぶ全役職員への適用は、周知と改選期間を考慮し、令和9年6月11日からとする。



SOTO保険サポート株式会社

豊富な経験と実績でお客さまを全力でサポートいたします!!

※私たちは宗教法人「曹洞宗」の関係会社です。

損害保険も生命保険もお任せください!!

火災保険

自動車保険

退職金準備

賠償責任
保険

サイバー
セキュリティ
保険

生命保険

傷害保険

etc...

＜取扱保険会社＞ 損保：5社 生保：4社
 損害保険ジャパン(株)・三井住友海上火災保険(株)・AIG 損害保険(株)
 東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)
 SOMPO ひまわり生命保険(株)・三井住友海上あいおい生命保険(株)
 オリックス生命保険(株)・マニユライフ生命保険(株)

〒105-8544
 東京都港区芝2-5-2 曹洞宗宗務庁第1分館3F
 電話：03-3454-3547 FAX：03-3454-3575
 MAIL：soto-hoken@soto-support.jp

※社名が変わりました。(旧：芝園不動産管理株式会社)

令和8年度予算決定

級階賦課金 1点145円 (令和7年度より1円減)

●令和8年度 曹洞宗一般会計歳入歳出 予算

歳入予算額	51億1077万7000円
歳出予算額	51億1077万7000円
(前年度 歳入歳出 61億2596万3000円。歳入歳出共に10億1518万6000円の減額)	
(内訳)	
歳出経常部予算額	50億4677万7000円
(前年度 59億4596万3000円より8億9918万6000円の減額)	
歳出臨時部予算額	6400万円
(前年度 1億8000万円より1億1600万円の減額)	

○一般会計 歳入 予算額 51億1077万7000円 (内訳)

1 款-賦課金	41億1895万9000円
2 款-義財金	2億5965万円
3 款-手数料	1992万3000円
4 款-雑収入	1億1224万4000円
5 款-準備資金受入金	6億円
6 款-借入金	1000円

○一般会計 歳出経常部 予算額 50億4677万7000円 (内訳)

1 款-兩大本山費	4800万円
2 款-宗務管理費	19億2668万8000円
3 款-宗費完納奨励金	6億1380万円
4 款-分担金	1573万5000円
5 款-会議費	5794万2000円
6 款-企画費	2810万円
7 款-人権擁護推進本部費	3253万円
8 款-検定会費	866万2000円
9 款-布教教化費	3億7343万1000円
10 款-補助費	1億2517万1000円
11 款-教育費	2億2565万5000円
12 款-指導養成費	5666万9000円
13 款-交付品費	661万円

14 款-伝道教化資料費	946万1000円
15 款-出版費	9257万2000円
16 款-調査費	1179万円
17 款-選挙費	2119万円
18 款-指導相談費	560万8000円
19 款-年金	1億6509万円
20 款-宗議会費	6504万8000円
21 款-審事院費	1201万7000円
22 款-特別会計繰入金	5億500万8000円
23 款-債券等購入費	3億円
24 款-準備資金精算金	3億円
25 款-予備費	4000万円

○一般会計 歳出臨時部 予算額 6400万円 (内訳)

1 款-学校法人愛知学院創立150周年記念教育振興支援金	500万円
2 款-学校法人世田谷学園創立125周年記念事業特別支援金	500万円
3 款-国外における宗立専門僧堂開設準備費	100万円
4 款-全国宗務所長会結成50周年祝賀金	100万円
5 款-曹洞宗所有不動産再開発推進委員会費	5000万円
6 款-SDGs推進事業費	200万円

○特別会計 歳入歳出予算

僧侶共済	18億4947万2000円
寺院建物共済	10億9543万3000円
育英資金	686万8000円
宗門護持会	1億2927万1000円
所有建物償却引当積立金及び不動産取得基金	53億5293万7000円
修証義公布百周年記念育英基金	1億2713万9000円
災害対策	8億9274万3000円
図書印刷物等刊行	7億6500万円
檀信徒会館	14億2864万5000円

